

# 医療区分 (平成18年7月1日より実施)

(平成20年・22年・24年・26年・28年・30年改定)

令和2年4月1日改定

## 医療区分3(○は期間限り有。☆は固定。他算定期間に限り無)

NO.	病名(病状)	期間	適否	留意点
①	24時間持続点滴を実施している状態	7		経口摂取が困難な場合等
10	スモン (国No5)	☆		特定疾患医療受給者証又は過去に認定を受けた事が確認ができる
12	医師・看護職員により常時、監視・管理を実施している	1日毎		1~38.(12を除く)に1項目以上該当する状態
13	中心静脈栄養を実施している状態	1日毎		消化管異常悪性腫瘍等で栄養摂取困難な場合等
14	人工呼吸器を使用している状態	1日毎		
15	ドレーン法・胸腔、腹腔洗浄を実施している状態	1日毎		
16	気管切開・気管内挿管、発熱を伴う	1日毎		投薬・処置等、発熱に対する治療等が行われている
17	酸素療法を実施している状態 月末確認診療録記載	1日毎		常時流量3ℓ/分以上、肺炎等の「点滴治療・NYHA分類Ⅲ以上等
18	感染症治療の為隔離室での管理を実施している状態	1日毎		

## 医療区分2(○は期間限り有。☆は固定。他算定期間に限り無)

NO.	病名(病状)	期間	適否	留意点
②	尿路感染症に対する治療を実施	14		白血球尿(>10/HPF
③	傷病等によるリハが必要な状態(30日以内)	30		発症後30日以内
④	脱水に対する治療を実施している状態、かつ発熱ともない治療を実施	7		発熱に対する治療を行っている場合に限る
⑤	消化管等の体内出血が反復継続している状態	7		出血を認めた日から7日間
⑥	頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態、かつ発熱治療	3		発熱に対する治療を行っている場合に限る
⑦	せん妄に対する治療を実施している状態 注1)	7		せん妄の6項目の一つが七日間該当した場合等
⑧	経鼻胃管・胃瘻等の経腸栄養で、発熱、嘔吐を伴う状態	7		
⑨	頻回の血糖検査を実施している状態(日/3回)	3		インスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上
19	筋ジストロフィー	☆		医療受給者証・確実な診断に限る
20	多発性硬化症	☆		医療受給者証・確実な診断に限る
21	筋萎縮性側索硬化症	☆		医療受給者証・確実な診断に限る
22	パーキンソン病関連 症候群は含まない	☆		医療受給者証・確実な診断に限る
23	その他の難病	☆		333病名
24	脊髄損傷(四肢)	☆		
25	慢性閉塞性肺疾患(Hugh_Jones分類V)	☆		
26	人口腎臓・持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換法を実施している状態	☆		
29	悪性腫瘍(要薬剤投与疼痛コントロール)	1日毎		WHO' spain ladder 第2段階以上
30	肺炎に対する治療が必要な状態	1日毎		
31	褥瘡に対する治療を実施している状態(2ヶ所以上)	1日毎		DESIGN-R分類 d2以上に該当する場合
32	末梢循環障害による下肢末端開放創に対する治療	1日毎		皮膚分類 第2度以上
33	うつ症状に対する治療を実施している状態 注2)方針を診療録記載	1日毎		精神保健指定医の処方による
34	他者に対する暴力が毎日認められる状態 方針を診療録記載	1日毎		
35	1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態	1日毎		
36	気管切開又は気管内挿管を行われている状態	1日毎		
37	創傷(手術創、感染創含む)皮膚潰瘍下肢若しくは足部の蜂巣炎・膿等の感染症に対する治療	1日毎		
38	酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を除く)月末確認診療録記載	1日毎		安静時3ℓ/分未満等
39	医師・看護職員により常時、監視・管理を実施している	1日毎		1~38.(12を除く)に1項目以上該当しない状態

(11・27・28省略)

## 医療区分1

上記1~39のいずれにも該当しない場合(今後について要検討)